

令和7年9月1日

郵送による口座開設受付の廃止について

お客様各位

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊行では、これまで本人確認書類を非対面（郵送）にて受け付け、普通預金取引や自動送金カードなどのサービスを提供させて頂いて参りました。遠隔地にお住いの方が、弊行とのお取引を希望される場合を想定したサービスでございました。

もともと、近年、インターネットバンキングの発達により、利用される方が大きく減少しています。

一方、金融業界全体として、マネーロンダリングおよび金融犯罪防止態勢の整備・強化が求められる中、令和9年には犯罪収益移転防止法（犯収法）が改正され、郵送による本人確認に基づいた取引は不可能となる見込みにあります。

こうした状況下、当行としましては、成り済ましの可能性を根絶し、お客様に安心してご利用頂くため、犯収法の改正に先んじて、郵送による口座開設（自動送金カード口座を含む）サービスを廃止させて頂くこととしました。具体的には、10月以降、郵送による口座開設に係るサービスはご利用できなくなります（9月末日消印分まで受け付け）。

お客様におかれましては、何卒ご理解頂きますようよろしくお願い申し上げます。

▽取引開始時の本人確認方法

	現在	10月以降
普通預金	非対面、対面	対面のみ
定期預金	対面のみ	同上
通知預金	対面のみ	同上
当座預金	対面のみ	同上
自動送金口座	非対面、対面	同上
上記外貨口座	対面のみ	同上

本件における照会先

ハナ銀行 東京支店 個人営業チーム 03-3216-3562
大阪支店 個人営業チーム 06-6201-2600
福岡支店 営業Ⅱチーム 092-736-0611

以上